

(対大臣・副大臣・政務官)
令和6年4月8日(月) 参・決算委

人事課 作成

芳賀 道也 議員(民主)

1問 平成24年度に、刑事分野において判検交流を
廃止した経緯・理由について、法務大臣に問う。

- いわゆる判検交流とは
 - ・ 裁判官の職にあった者からの検察官への任命、及び
 - ・ 檢察官の職にあった者からの裁判官への任命を始めとする、法曹間の人材の相互交流を指すものと承知している。
- 判検交流の意義としては、まず、法務省が所掌する「司法制度、民事、刑事の基本法令の立案、訟務事件の遂行等の事務」について、裁判実務の経験を有する法律専門家である裁判官を任用する必要があるという点にあると考えられる。
- 次に、裁判官が、裁判官以外の法律専門職としての経験その他の多様な外部経験を積むことが、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を確保することにつながるという点にあると考えられる。



- 御指摘の刑事分野における判検交流については、
様々な御指摘があつたものと承知。
- 他方で、刑事分野における判検交流については、
判検交流の意義として先程申し上げた点のうち、専
ら後者の、
 - ・ 多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁
判官を確保するという目的
で行われていたものであり、その目的のためには、
必ずしも検察官の職務を経験する必要はないと考
えられたことから、平成24年度に取りやめること
としたもの。

(参考) 令和4年12月6日 参・法務委員会における政府参考人答弁

○福島みづほ委員 しかし、人事交流で、二〇一二年、裁判官と検察官の交流を廃止したんですよ。高い識見を持って公平にやるといつても、問題があるから廃止したんですよ。

私は、裁判官が、民事局や例えば内閣の法制局、参議院の法制局や、そういう立法に携わることなどまでも、行政に、それは否定しません。でも、裁判は原告と被告がどこ

とん争うもので、裁判官はその判決を書く存在なんですよ。ですから、検察官と裁判官の交流をやめたんですよ。だとしたら、訟務検事、つまり国の代理人となる訟務局と裁判官の交流も同じようにやめるべきじゃないですか。じゃ、何で裁判官と検察官の交流をやめたんですか。高い識見を持って公平だったら問題ないんじゃないですか。

○吉川政府参考人 刑事分野における交流を廃止した理由についてお答えいたしますと、判検交流の意義としては、まず大臣から申し上げましたが、法務省が所掌する司法制度、民事、刑事の基本法令の立案、訟務事件の遂行等の事務について、裁判実務の経験を有する法律専門家である裁判官を任用する必要があるという点にあると考えられます。また、別の観点として、裁判官が裁判官以外の法律専門職としての経験、その他の多様な外部経験を積むことが、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を確保することにつながるという点にございます。

御指摘の刑事分野における判検交流につきましては、このうち専ら後者の多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を確保するという目的で行われていたものでございまして、様々な御指摘を踏まえた上で、必ずしも検察官の職務を裁判官に経験させる必要はないものと考えられたことから、御指摘のように、平成二十四年度に取りやめることにしたものでございます。

【責任者：人事課 佐藤人事課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
令和6年4月8日(月) 参・決算委

訟務局 作成

芳賀 道也 議員(民主)

2問 2012年当時の報道によれば、2009年の政権交代による千葉景子法務大臣就任以来、法務省は行政訴訟分野の判検交流を減らしていると報じられている。この報道によると、行政訴訟分野での人事交流の人数は年間30人ほどということであるが、民事訴訟分野及び行政訴訟分野における現在の裁判官出身の訟務検事の数について、法務大臣に問う。

- 御指摘の報道にある年間30人ほどという数字の出典については現在においては把握できないが、民事訴訟分野及び行政訴訟分野において、国の指定代理人として活動する裁判官出身者の数については、2012年(平成24年)4月時点で49名であったところ、令和5年4月時点では41名である。
- 国を当事者等とする訴訟は増加傾向にあり、かつ、その内容も複雑・困難化している中で、訟務部局に裁判官出身者をも人材として配置することは重要な意義を有するものと考えている。
- したがって、訟務分野における裁判官出身者を減らせば減らすほど良いとは考えておらず、様々な観点から見たバランスも重視して、人材を配置していくことが相当と考えている。

(参考1) 2012年の新聞報道(2012年4月26日 朝日新聞朝刊1面)

判事・検事の交流廃止

刑事裁判公正さ意識

検察官が刑事案件の裁判官になつたり、刑事裁判官が検察官になつたりする人事交流が今年度から廢止されたことがわかった。裁判官と検察官の距離の近さが「裁判の公正さをめがめかねない」との批判を受け、法務省が「誤解を生むような制度は続けるべきではない」と判断した。



裁判官(刑事・民事・行政)と検察官(検事)が互いの職務を経験する仕組みは「判検交換」と呼ばれ、裁判所と法務省が合意して続いている。このうち刑事分野の交換は、刑事案件を担当する裁判官と、検査官・公判を担当する検察官が入れ替わる形が中心で、主に東京地裁と東京地檢の間で行われてきた。

法務省は「正確な記録はない」としているが、東京弁護士会の調査によると、民事分野での交換開始は1974年。2000年度以降は相互に年に1~2人程度が双向に約3年でどとの職場に戻っていた。

交換には双方の職場を知る「研修」の意味合いがある。しかし、かねて弁護士会などを中心に批判が根強く、起訴する側の検察官

が裁判官を務める仕組みでは被告が公正な裁判を受けるべきだ、裁判官が検察官の仕事に理解していないなど、検察の捜査や刑法が問題で、刑事裁判の原則として「無罪推定」の逆を行っている。専門部の一人は「違う組織をして「有罪推定」の状況を招きかねない」といった問題点が指摘されていた。

09年の政権交代後に初の法相となつた千葉景子氏は判検交換の見直しを指示。民事・行政分野の交流が対象だったが、省内では刑事分野についても「見直すべきだ」との声が弾くなつた。

(参考2) 訟務検事数

区分	訟務検事数	うち 裁判官出身者		
			うち 国の指定代理人として活動する者	訟務検事数に占める割合
平成22年	95	55	55	57.9%
23年	95	52	52	54.7%
24年	96	49	49	51.0%
25年	96	46	46	47.9%
26年	96	43	43	44.8%
27年	103	46	42	40.8%
28年	115	53	42	36.5%
29年	120	54	42	35.0%
30年	121	52	42	34.7%
平成31／令和元年	122	54	42	34.4%
2年	122	53	42	34.4%
3年	122	54	42	34.4%
4年	122	54	41	33.6%
5年	122	54	41	33.6%

(各年4月現在)

(参考3) 令和6年4月8日現在においても、国の指定代理人として活動する裁判官出身者の数は41名である。

【責任者：訟務局訟務企画課 藤澤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)
令和6年4月8日(月)参・決算委

人事課 作成

芳賀 道也 議員(民主)

3問 行政機関とそれを裁く側の裁判官が行き来する
判検交流は、国を相手とする行政訴訟で公正な裁
判が行われないおそれがあるため、これはやめる
べきであり、少なくとも、判事と検事の間の異動は
「片道切符」とすべきではないか、法務大臣の所見
を問う。

- 前提として、法曹間の人材交流は、法務省の所掌事務の適正な処理や、国民の期待と信頼に応え得る多様で豊かな知識経験等を備えた法曹の育成・確保のために意義があるものと考えている。
- また、国を当事者等とする訴訟については、
 - ・ その結果が国の政治、行政、経済等に重大な影響を及ぼし得る重要大型事件が増加傾向にあり、
 - ・ 事件の内容が複雑・困難化しているところ、これらの事件について、法律による行政の原理を確保して適正な訴訟追行を行う観点から、訟務部局に裁判官出身者をも人材として配置することも重要な意義を有するものと考えている。



- さらに、法曹は、法という客観的な規律に従って活動するものであり、裁判官・検察官・弁護士のいずれの立場においても、その立場に応じて、職責を全うするものである。
- このことは、裁判官の職にあった者が、法務省職員として、法務省が所掌する事務に携わる場合でも異ならず、法務行政や司法に対する国民の信頼を損なうものではないと考えている。
- したがって、現在の法曹間の人材交流を直ちに廃止すべきとは考えていない。
- ただし、国を当事者等とする訴訟の遂行に当たっては、裁判の公正性や、職務の中立・公正な遂行に疑念を抱かれることのないよう、かつて裁判官として担当していた訴訟に関与しないこととする対応などを行っているものと承知。」

【責任者：人事課 佐藤人事課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】